新潟県市町村総合事務組合公報 第389号

令和7年2月17日

新潟県市町村総合事務組合

り

枀	19	
	1	新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・3
	2	新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償
	13	- 関する条例の一部を改正する条例
	3	新潟県市町村総合事務組合監査委員条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・・13
	4	新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・14
	5	新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例の一部を改正する条例・・・・・・23
	6	新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
	を	· 改正する条例 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	7	新潟県市町村総合事務組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例・・・・・・25
	8	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 ・・・・・・・・・・・ 26
	9	新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例… 30
公	芒	i de la companya de
-	予算	Iの要領について(令和6年度補正予算)36
	(全	³ 和 6 年度一般会計補正予算(第 1 号)) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(全	7和6年度職員退職手当支給事業特別会計補正予算(第1号))37
	(全	7和6年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算(第1号)) · · · · · · · · 37
	(全	7和6年度消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算(第1号))38
	(全	う和6年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算(第1号)) ・・・・・・・・・・・・38
	(全	7和6年度交通災害共済事業特別会計補正予算(第2号))39
-	予算	iの要領について(令和7年度予算)40
	(全	7和7年度一般会計予算)40
	(全	7和7年度職員退職手当支給事業特別会計予算) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(全	7和7年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算) · · · · · · · · · · · · · · 42
	(全	7和7年度消防団員等公務災害補償事業特別会計予算) · · · · · · · · · · · · · · 43
	(全	7和7年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
	(全	3 和7年度交通災害共済事業特別会計予算) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

次に掲げる条例を別紙の原本のとおり公布する。

令和7年2月17日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二 階 堂 馨

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (新潟県市町村総合事務組合条例第1号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(新潟県市町村総合事務組合条例第2号)

- (3) 新潟県市町村総合事務組合監査委員条例の一部を改正する条例 (新潟県市町村総合事務組合条例第3号)
- (4) 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例 (新潟県市町村総合事務組合条例第4号)
- (5) 新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例の一部を改正する条例 (新潟県市町村総合事務組合条例第5号)
- (6) 新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

(新潟県市町村総合事務組合条例第6号)

- (7) 新潟県市町村総合事務組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例 (新潟県市町村総合事務組合条例第7号)
- (8) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (新潟県市町村総合事務組合条例第8号)
- (9) 新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 (新潟県市町村総合事務組合条例第9号)

新潟県市町村総合事務組合条例第1号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第1条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例(平成16年条例第13号)の一 部を次のように改正する。

改正後

(期末手当)

第23条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分 の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇 月以内の期間における当該職員の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前 項の規定の適用については、同項中「100分 の127.5」とあるのは「100分の70」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管 理者が規則で定める基準に従って定める割 合を乗じて得た額とする。この場合におい て、管理者が支給する勤勉手当の額の、そ の者に所属する次の各号に掲げる職員の区 分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定め る額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれその基準 日現在(退職し、又は死亡した職員にあ っては、退職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。) において受けるべき扶 養手当の月額及びこれに対する地域手当 の月額の合計額を加算した額に100分の 107.5を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務 職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を 乗じて得た額の総額

 $3 \sim 5$ (略)

改正前

(期末手当)

第23条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分 の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇 月以内の期間における当該職員の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim (4)$ (略)

3 定年前再任用短時間職員に対する前項の 規定の適用については、同項中「100分の 122.5」とあるのは「100分の67.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管 理者が規則で定める基準に従って定める割 合を乗じて得た額とする。この場合におい て、管理者が支給する勤勉手当の額の、そ の者に所属する次の各号に掲げる職員の区 分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定め る額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれその基準 日現在(退職し、又は死亡した職員にあ っては、退職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。) において受けるべき扶 養手当の月額及びこれに対する地域手当 の月額の合計額を加算した額に100分の 102.5を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務 職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗 じて得た額の総額

 $3 \sim 5$ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行 政 職 給 料 表

職員	職務	1級	2級	3級	4級	5 級	6級
の区分	\	給料月額	給料月額	 給料月額	給料月額	 給料月額	給料月額
74	V 7F	円	円	円	円	円	円
	1	183, 500	230, 000	261, 300	287, 300	309, 800	335, 000
	2	184, 600	231, 500	262, 300	288, 900	311, 500	336, 900
	3	185, 800	233, 000	263, 300	290, 400	313, 200	338, 700
	4	186, 900	234, 500	264, 300	291, 900	314, 700	340, 500
		,	,	,	,	,	,
	5	188, 000	236, 000	265, 300	293, 400	316, 100	342, 200
	6	189, 700	237, 500	266, 300	294, 900	317, 400	343, 900
	7	191, 300	239, 000	267, 300	296, 300	318, 700	345, 500
	8	192, 900	240, 500	268, 300	297, 600	320,000	347, 200
	9	194, 500	242, 000	269, 300	298, 800	321, 300	348, 800
	10	196, 200	243, 400	270, 300	300, 300	323, 100	350, 500
	11	197, 800	244, 800	271, 300	301,800	324, 900	352, 100
	12	199, 400	246, 200	272, 300	303, 200	326, 600	353, 700
	13	201,000	247, 400	273, 300	304, 600	328, 300	355, 200
	14	202, 700	248, 600	274, 300	305, 700	330, 000	356, 900
	15	204, 400	249, 800	275, 300	306, 700	331, 700	358, 500
定年	16	206, 100	251,000	276, 400	307, 900	333, 400	360, 100
前再							
任用	17	207, 400	252, 100	277, 400	309, 100	335, 000	361, 700
短時	18	209, 000	253, 200	278, 700	310, 700	336, 700	363, 500
間勤	19	210, 600	254, 300	280,000	312, 300	338, 400	365, 000
務職	20	212, 100	255, 400	281, 200	313, 900	340, 000	366, 600
員以							
外の	21	213, 600	256, 400	282, 500	315, 400	341, 500	368, 000
職員	22	215, 200	257, 400	283, 800	317, 000	343, 100	369, 600
	23	216, 800	258, 400	285, 000	318, 600	344, 700	371, 200
	24	218, 400	259, 400	286, 200	320, 200	346, 200	372, 700
	25	220, 000	260, 400	287, 300	321, 700	347, 600	374, 600
	26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500
	27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400
	28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200
	29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700

30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500
31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800
				·	·	·
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700
				·	·	·
37	234, 400	270,000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100
38	235, 400	270, 800	302,600	342, 500	367, 800	395, 300
39	236, 400	271,600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800
43	239, 900	274, 600	309, 100	351,000	373, 400	400, 900
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000
45	241, 400	276,000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700
46	242,000	276, 700	313,000	355, 700	376, 200	403, 400
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800
49	243, 800	278, 800	316, 300	360,000	378, 700	405, 400
50	244, 400	279, 500	317,600	360, 800	379, 500	406, 000
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700
59	247, 900	285, 400	328, 600	369,000	385, 500	409,000
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300
61	248, 500	286, 700	330, 400	370,000	386, 600	409, 500
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400
'	•			•	•	•

					ĺ	
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412,000
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500
73	252, 100	293, 400	338, 600	376,600	392, 700	412, 700
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413,000
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500
77	253, 300	294, 800	340,600	378, 900	394, 200	413, 700
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000
79	253, 900	295, 300	341, 500	380,000	394, 800	414, 300
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500
81	254, 500	295, 800	342, 300	381,000	395, 200	414, 700
82	254, 800	296, 000	342, 800	381,600	395, 500	415, 000
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	
94		299, 400	347, 400			
95		299, 700	347, 800			
96		300, 100	348, 200			
		000 555	0.40			
97		300, 300	348, 400			
98		300, 600	348, 800			

İ]]		İ	İ	İ
	99		301,000	349, 200			
	100		301, 400	349, 500			
	101		301,600	349, 800			
	102		301, 900	350, 200			
	103		302, 200	350,600			
	104		302, 500	351,000			
	105		302, 700	351, 500			
	106		303, 000	351, 900			
	107		303, 300	352, 300			
	108		303, 600	352, 700			
			,	,			
	109		303, 800	353, 200			
	110		304, 200	353, 600			
	111		304, 600	353, 900			
	112		304, 900	354, 200			
	112		001, 000	001, 200			
	113		305, 100	354, 700			
	113		305, 300	554, 700			
	115		305, 600				
			306, 000				
	116		300,000				
	117		206 200				
	117		306, 200				
	118		306, 400				
	119		306, 700				
	120		307, 000				
	121		307, 400				
	122		307, 600				
	123		307, 900				
	124		308, 200				
	125		308, 500				
定年		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
前再		円	円	円	円	円	円
任用		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600
短時							
間勤							
務職							
員							
I	<u> </u>						

第3条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後

(期末手当)

第23条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分</u> <u>の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月 以内の期間における当該職員の在職期間の 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(4)$ (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分</u>0125」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれその基準 日現在(退職し、又は死亡した職員にあ っては、退職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。)において受けるべき扶 養手当の月額及びこれに対する地域手当 の月額の合計額を加算した額に100分の 105を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務 職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を 乗じて得た額の総額

 $3 \sim 5$ (略)

改正前

(期末手当)

第23条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分 <u>の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇 月以内の期間における当該職員の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(4)$ (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分</u>の127.5」とあるのは「100分の70」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれその基準 日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。)において受けるべき扶 養手当の月額及びこれに対する地域手当 の月額の合計額を加算した額に100分の 107.5を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務 職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を 乗じて得た額の総額

 $3 \sim 5$ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和7年4月1日から 施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第2条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の規定 令和6年4月1日

- (2) 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の規定 令和6年12月1日 (給与の内払)
- 3 第1条及び第2条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する 条例(以下この項において「改正後の給与条例」という。)の規定を適用する場合には、第 1条及び第2条の規定による改正前の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例 の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。 (規則への委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

新潟県市町村総合事務組合条例第2号

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償 に関する条例(令和2年条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 • 3 (略)	2・3 (略)
4 期末手当の額は、それぞれその基準日以前	4 期末手当の額は、それぞれその基準日以前
6 箇月以内のパートタイム会計年度任用職	6 箇月以内のパートタイム会計年度任用職
員としての在職期間における報酬の1月当	員としての在職期間における報酬の1月当
たりの平均額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た	たりの平均額に <u>100分の122.5</u> を乗じて得た
額に、基準日以前の期間におけるその者の在	額に、基準日以前の期間におけるその者の在
職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該	職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該
各号に定める割合を乗じて得た額とする	各号に定める割合を乗じて得た額とする
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)

(勤勉手当) 第5条の2 (略)

(略)

2 (略)

3 勤勉手当の額は、それぞれその基準日以前 6箇月以内のパートタイム会計年度任用職 員としての在職期間における報酬の1月当 たりの平均額(以下この項において「平均額」 という。)に、管理者が規則で定める基準に 従って定める割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、管理者が支給する勤勉手当 の額の総額は、当該パートタイム会計年度任 用職員の平均額に100分の107.5を乗じて得 た額の総額を超えてはならない。

4 (略)

5 (略)

第5条の2 (略)

(勤勉手当)

2 (略)

3 勤勉手当の額は、それぞれその基準日以前 6箇月以内のパートタイム会計年度任用職 員としての在職期間における報酬の1月当 たりの平均額(以下この項において「平均額」 という。) に、管理者が規則で定める基準に 従って定める割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、管理者が支給する勤勉手当 の額の総額は、当該パートタイム会計年度任 用職員の平均額に100分の102.5を乗じて得 た額の総額を超えてはならない。

4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(期末手当)

第5条 (略)

2 • 3 (略)

4 期末手当の額は、それぞれその基準日以前 6箇月以内のパートタイム会計年度任用職 員としての在職期間における報酬の1月当 たりの平均額に100分の125を乗じて得た額 に、基準日以前の期間におけるその者の在職 期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする

 $(1)\sim(4)$ (略)

5 (略)

(勤勉手当)

第5条の2 (略)

2 (略)

3 勤勉手当の額は、それぞれその基準日以前 6箇月以内のパートタイム会計年度任用職 員としての在職期間における報酬の1月当 たりの平均額(以下この項において「平均額」 という。) に、管理者が規則で定める基準に 従って定める割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、管理者が支給する勤勉手当 の額の総額は、当該パートタイム会計年度任 用職員の平均額に100分の105を乗じて得た 額の総額を超えてはならない。

4 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 • 3 (略)

4 期末手当の額は、それぞれその基準日以前 6箇月以内のパートタイム会計年度任用職 員としての在職期間における報酬の1月当 たりの平均額に100分の127.5を乗じて得た 額に、基準日以前の期間におけるその者の在 職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める割合を乗じて得た額とする

 $(1)\sim(4)$ (略)

5 (略)

(勤勉手当)

第5条の2 (略)

2 (略)

3 勤勉手当の額は、それぞれその基準日以前 6箇月以内のパートタイム会計年度任用職 員としての在職期間における報酬の1月当 たりの平均額(以下この項において「平均額」 という。) に、管理者が規則で定める基準に 従って定める割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、管理者が支給する勤勉手当 の額の総額は、当該パートタイム会計年度任 用職員の平均額に100分の107.5を乗じて得 た額の総額を超えてはならない。

4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、 勤勉手当及び費用弁償に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。 (給与の内払)
- 3 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、 勤勉手当及び費用弁償に関する条例(以下この項において「改正後の報酬条例」という。)の 規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新潟県市町村総合事務組合会計年度任

用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された手当は、改正後の報酬条例の規定による手当の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

新潟県市町村総合事務組合条例第3号

新潟県市町村総合事務組合監査委員条例の一部を改正する条例 新潟県市町村総合事務組合監査委員条例(平成16年条例第39号)の一部を次のように改 正する。

(請求又は要求による監査)

第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98 条第2項、第242条第1項若しくは<u>第243</u> 条の2の9第3項の規定による監査の請求 又は第199条第6項、第7項若しくは第235 条の2第2項の規定による監査の要求があったときは、直ちにその請求又は要求に係る事項について監査に着手しなければならない。 (請求又は要求による監査)

第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98 条第2項、第242条第1項若しくは<u>第243</u> 条の2の8の規定による監査の請求又は第 199条第6項、第7項若しくは第235条の 2第2項の規定による監査の要求があった ときは、直ちにその請求又は要求に係る事 項について監査に着手しなければならな い。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第4号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例(平成16年条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後

第4条 (略)

- 2 (略)
- 職員以外の者のうち、職員について定 められている勤務時間以上勤務した日 (法令又は条例若しくはこれに基づく規 則(以下この項において「条例等」とい う。)により、勤務を要しないこととさ れ、又は休暇を与えられた日及び条例等 により、4週間を超えない範囲内で週を 単位として条例等の定める期間ごとの 期間につき職員の1週間当たりの勤務 時間以上の勤務時間を定められ、かつ、 勤務した日を含む。第26条第2項におい て「勤務日数」という。)が18日(1月間 の日数(組合市町村等の休日を定める条 例等に定める休日の日数は、算入しな い。)が20日に満たない日数の場合にあ っては、18日から20日と当該日数との差 に相当する日数を減じた日数。第26条第 2項において「職員みなし日数」とい う。)以上ある月が引き続いて12月を超 えるに至ったもので、その超えるに至っ た日以後引き続き当該勤務時間により 勤務することとされているものは、職員 とみなして、この条例(第6条中11年以 上25年未満の期間勤続した者の通勤に よる負傷又は病気(以下「傷病」という。) による退職及び死亡による退職に係る 部分以外の部分並びに第7条中公務上 の傷病又は死亡による退職に係る部分 並びに25年以上勤続した者の通勤によ る傷病による退職及び死亡による退職 に係る部分以外の部分を除く。)の規定 を適用する。ただし、地方公務員法第22

条の2第1項第1号に掲げる職員につ

改正前

第4条 (略)

- 2 (略)
- 職員以外の者のうち、職員について定 められている勤務時間以上勤務した日 (法令又は条例若しくはこれに基づく規 則により、勤務を要しないこととされ、 又は休暇を与えられた日を含む。第26 条第2項において「勤務日数」という。) が18日(1月間の日数(組合市町村等の 休日を定める条例等に定める休日の日 数は、算入しない。)が20日に満たない 日数の場合にあっては、18日から20日と 当該日数との差に相当する日数を減じ た日数。第26条第2項において「職員み なし日数」という。)以上ある月が引き 続いて12月を超えるに至ったもので、そ の超えるに至った日以後引き続き当該 勤務時間により勤務することとされて いるものは、職員とみなして、この条例 (第6条中11年以上25年未満の期間勤続 した者の通勤による負傷又は病気(以下 「傷病」という。)による退職及び死亡 による退職に係る部分以外の部分並び に第7条中公務上の傷病又は死亡によ る退職に係る部分並びに25年以上勤続 した者の通勤による傷病による退職及 び死亡による退職に係る部分以外の部 分を除く。)の規定を適用する。ただし、 地方公務員法第22条の2第1項第1号 に掲げる職員については、この限りでな 11,

いては、この限りでない。

(失業者の退職手当)

第26条 (略)

 $2 \sim 10$ (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、傷病手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) \sim (3) (略)

(4) <u>安定した職業</u>に就いた者 雇用保 険法第56条の3第3項に規定する就 業促進手当の額に相当する金額

(5) • (6) (略)

12・13 (略)

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(失業者の退職手当)

第26条 (略)

 $2 \sim 10$ (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、傷病手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) \sim (3) (略)

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56 条の3第3項に規定する就業促進手 当の額に相当する金額

(5) • (6) (略)

12・13 (略)

- 14 第11項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
 - (1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号 イに該当する者に係る就業促進手当 に相当する退職手当 当該退職手当 の支給を受けた日数に相当する日数
 - (2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号 口に該当する者に係る就業促進手当 に相当する退職手当 当該就業促進 手当について同条第5項の規定によ り基本手当を支給したものとみなさ れる日数に相当する日数

 $15 \sim 17$ (略)

(退職手当の支払の差止め)

- 第28条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。
 - (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

$2 \sim 4$ (略)

- 5 管理者は、第1項又は第2項の規定により行った支払差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該登止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し取り消すことが支払差止処分の目的に取り治に反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) (略)
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した

 $15 \sim 17$ (略)

(退職手当の支払の差止め)

- 第28条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。
 - (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

$2 \sim 4$ (略)

- 5 管理者は、第1項又は第2項の規定により行った支払差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該英在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、は対すことが支払差止処分の目的に取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) (略)
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日

日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

 $6 \sim 10$ (略)

(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた 場合等の退職手当の支給制限)

- 第29条 退職をした者に対しまだ当該退職をした者に対しの退職手当等の退職手当等の退職手当等の退職手当等の政力をは、管理者に対して、管理者に対した者において、管第2を選出を力に対したときは、当該当する場合において、当該場合において、当該場合において、当該場合において、当該場合の支払を受ける権利を対し、第27条第1項を関係を対し、第27条第1項を関係を対し、第27条第1項を関係を関係を関係を関係を関係を対して、当該一般の退職手との退職手との退職手とのよいできる。
 - (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該 退職後に起訴をされた場合にあって は、基礎在職期間中の行為に係る刑事 事件に限る。)に関し当該退職後に<u>拘</u> 禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) (3) (略)

 $2 \sim 6$ (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第30条 退職をした者に対し当該退職に 係る一般の退職手当等の額が支払われ た後において、次の各号のいずれかに該 当するときは、管理者は、当該退職をし た者に対し、第27条第1項に規定するの 情のほか、当該退職をした者のと計等の 額(当該退職をした者が当該一般の退職 手当等の支給を受けていなければ第26 条第3項、第6項又は第8項の規定に る退職手当の支給を受けることがで 又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

 $6 \sim 10$ (略)

(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

- - (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該 退職後に起訴をされた場合にあって は、基礎在職期間中の行為に係る刑事 事件に限る。)に関し当該退職後に<u>禁</u> 錮以上の刑に処せられたとき。

(2) • (3) (略)

 $2 \sim 6$ (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第30条 退職をした者に対し当該退職に 係る一般の退職手当等の額が支払われ た後において、次の各号のいずれかに該 当するときは、管理者は、当該退職をし た者に対し、第27条第1項に規定する事 情のほか、当該退職をした者の生計の 況を勘案して、当該一般の退職手当等の 類(当該退職をした者が当該一般の退職 手当等の支給を受けていなければ第26 条第3項、第6項又は第8項の規定によ る退職手当の支給を受けることがで た者(次条及び第32条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第32条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間 中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁</u> 刑以上の刑に処せられたとき。

(2) • (3) (略)

 $2 \sim 6$ (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職 手当相当額の納付)

第32条 (略)

2 · 3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日か ら6月以内に基礎在職期間中の行為に 係る刑事事件に関し起訴をされた場合 において、当該刑事事件に関し拘禁刑以 上の刑に処せられた後において第30条 第1項の規定による処分を受けること なく死亡したときは、管理者は、当該退 職手当の受給者の死亡の日から6月以 内に限り、当該退職手当の受給者の相続 人に対し、当該退職をした者が当該刑事 事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられ たことを理由として、当該一般の退職手 当等の額(当該退職をした者が失業手当 受給可能者であった場合には、失業者退 職手当額を除く。)の全部又は一部に相 当する額の納付を命ずる処分を行うこ とができる。

 $5 \sim 8$ (略)

附則

 $1 \sim 5$ (略)

6 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、

た者(次条及び第32条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第32条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間 中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたとき。

(2) • (3) (略)

 $2 \sim 6$ (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職 手当相当額の納付)

第32条 (略)

2 · 3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日か ら6月以内に基礎在職期間中の行為に 係る刑事事件に関し起訴をされた場合 において、当該刑事事件に関し禁錮以上 の刑に処せられた後において第30条第 1項の規定による処分を受けることな く死亡したときは、管理者は、当該退職 手当の受給者の死亡の日から6月以内 に限り、当該退職手当の受給者の相続人 に対し、当該退職をした者が当該刑事事 件に関し禁錮以上の刑に処せられたこ とを理由として、当該一般の退職手当等 の額(当該退職をした者が失業手当受給 可能者であった場合には、失業者退職手 当額を除く。)の全部又は一部に相当す る額の納付を命ずる処分を行うことが できる。

5~8 (略)

附則

 $1 \sim 5$ (略)

6 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、

かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社 の職員として在職した後職員となった 場合又は同日に旧電信電話公社の職員 として在職していた者が、引き続いて日 本電信電話株式会社(日本電信電話株式 会社等に関する法律(昭和59年法律第8 5号) 第1条の2第1項に規定する日本電信 電話株式会社をいう。以下この項におい て同じ。)の職員となり、かつ、引き続 き日本電信電話株式会社の職員として 在職した後職員となった場合における その者の退職手当の算定の基礎となる 勤続期間の計算については、その者の同 日までのたばこ事業法等の施行に伴う 関係法律の整備等に関する法律(昭和59 年法律第71号)第4条及び日本電信電話 株式会社法及び電気通信事業法の施行 に伴う関係法律の整備等に関する法律 (昭和59年法律第87号)第5条の規定に よる改正前の国家公務員等退職手当法 (昭和28年法律第182号)第2条第2項に 規定する職員としての引き続いた在職 期間及び昭和60年4月1日以後の日本 たばこ産業株式会社又は日本電信電話 株式会社の職員としての在職期間を職 員としての引き続いた在職期間とみな す。ただし、その者が日本たばこ産業株 式会社又は日本電信電話株式会社を退 職したことにより退職手当(これに相当 する給付を含む。)の支給を受けている ときは、この限りでない。

$7 \sim 16$ (略)

17 平成16年3月31日に国立大学法人法 (平成15年法律第112号)<u>附則別表</u>の上 覧に掲げる機関(以下「旧機関」という。) の職員として在職する者が、同法附則第 4条の規定により引き続いて国立大学 法人等(同法第2条第1項に規定する国 立大学法人及び同条第3項に規定する 大学共同利用機関法人をいう。以下同

かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社 の職員として在職した後職員となった 場合又は同日に旧電信電話公社の職員 として在職していた者が、引き続いて日 本電信電話株式会社の職員となり、か つ、引き続き日本電信電話株式会社の職 員として在職した後職員となった場合 におけるその者の退職手当の算定の基 礎となる勤続期間の計算については、そ の者の同日までのたばこ事業法等の施 行に伴う関係法律の整備等に関する法 律(昭和59年法律第71号)第4条及び日 本電信電話株式会社法及び電気通信事 業法の施行に伴う関係法律の整備等に 関する法律(昭和59年法律第87号)第5 条の規定による改正前の国家公務員等 退職手当法(昭和28年法律第182号)第2 条第2項に規定する職員としての引き 続いた在職期間及び昭和60年4月1日 以後の日本たばこ産業株式会社又は日 本電信電話株式会社の職員としての在 職期間を職員としての引き続いた在職 期間とみなす。ただし、その者が日本た ばこ産業株式会社又は日本電信電話株 式会社を退職したことにより退職手当 (これに相当する給付を含む。)の支給を 受けているときは、この限りでない。

$7 \sim 16$ (略)

17 平成16年3月31日に国立大学法人法 (平成15年法律第112号) <u>附則別表第1</u> の上覧に掲げる機関(以下「旧機関」と いう。)の職員として在職する者が、同 法附則第4条の規定により引き続いて 国立大学法人等(同法第2条第1項に規 定する国立大学法人及び同条第3項に 規定する大学共同利用機関法人をいう。 じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるるる事にのよるの事にのの事については、その者の事については、その引き続いまり、その明問を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、そのよりを退職したことに対し、この限りでない。

18 旧機関の職員が、第14条第5項に規定 する事由によって引き続いて職員とはなり、かつ、引き続いて職員としての職員としての職員としての職員としての職員としての事業としての事業期間が、当該国立大学会立の事当の支給の基準(国する基準の支給の事が、当該国立大学をのより、当該国立大学をのより、当該国立大学をのより、当該国立大学されるときは、対の事があるときは、支給しない。

19 (略)

20 <u>令和9年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第26条第10項の規定の適用に対する第26条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であってる者では、1項第24条の2第1項第2号に掲げる者に対し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項

以下同じ。)の職員となり、かつ、引き 続き国立大学法人等の職員として場合 した後引き続いて職員となった場合 となる動続期間の計算については、その引き なる動続期間を職員としての引き をなる動に在職期間を職員としての引き 続いた在職期間とみなす。ただし、その 者が国立大学法人等を退職したことを 者が国立大学法人等を退職したことを より退職手当(これに相当する給付この 限りでない。

18 旧機関の職員が、第14条第5項に規定 する事由によって引き続いて職員と職員と職員といて、引き続いて職員として、子のとして、子の者のではおいて、そのもにおいて、そのもにおいて、となった場合において、そのもにおいて、となった場合において、とのものをは、第35条において、とは、当該国立大学は、単用する基準をいう。とは、第35条において、本の10第2項に規定する基準をいう。とにより、当該国立大学法人等のといるとは、規則で定める場所に通算されるときは、規則で定める場所によるより、この条例の規定による退職手によるより、この条例の規定によるより、この条例の規定による退職手によるより、この条例の規定による退職手によるよりによるとは、大会しない。

19 (略)

20 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第26条第10項の規定の適用に対する第26条第10項の規定の過度のいては、同項中「第28条まで」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定と第2項に規定する厚生労働省令であってる場所が困難な者であってる者により就職が困難な者である同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に対し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項

に規定する職業指導を行うことが適当 であると認めたもの」とあるのは「

- イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により 就職が困難な者であって、同法第24条 の2第1項第2号に掲げる者に結第相当 する者として規則で定める者に該さる する者として規則で定める者にする し、かつ、管理者が同項に規定する指 導基準に照らして再就職を促進する ために必要な職業安定法第4条第4 項に規定する職業指導を行うことが 適当であると認めたもの
- ウ 特定退職者であって、雇用保険法附 則第5条第1項に規定する地域内に 居住し、かつ、管理者が同法第24条の 2第1項に規定する指導基準に照ら して再就職を促進するために必要な 職業安定法第4条第4項に規定する 職業指導を行うことが適当であると 認めたもの(アに掲げる者を除く。)
- 」とする。

 $21 \sim 29$ (略)

に規定する職業指導を行うことが適当 であると認めたもの」とあるのは「

- イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由に第24条の2第1項第2号に掲げる者にお第24条の2第1項第2号に掲げる者におび定める者として規則で定める者として再就職をは近近の、管理者が同項に規定する職業安定法第4条第4であると認めたもの
- ウ 特定退職者であって、雇用保険法附 則第5条第1項に規定する地域内に 居住し、かつ、管理者が同法第24条の 2第1項に規定する指導基準に照ら して再就職を促進するために必要な 職業安定法第4条第4項に規定する 職業指導を行うことが適当であると 認めたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

 $21 \sim 29$ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第6項、第17項及び第18項の改正規定 公布の日
 - (2) 第4条第3項並びに第26条第11項第4号及び第14項並びに附則第20項の改正規 定並びに次項及び附則第4項の規定 令和7年4月1日
 - (3) 第28条第1項第1号及び第5項第2号、第29条の見出し及び同条第1項第1号、 第30条第1項第1号並びに第32条第4項の改正規定並びに附則第3項の規定 令 和7年6月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例(以下「新 条例」という。)第26条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第15項において準 用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例第4条第1項に規定する職員(同条第3項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であって前項第2号に定める日(以下この項において「施行日」という。)以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、新条例第28条第1項及び第5項、第29条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第32条第4項並びに新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例第32条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例(令和5年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

新潟県市町村総合事務組合条例第5号

新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例の一部を改正する条例 新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例(平成16年条例第23号)の 一部を改正する。

改正後

(派遣職員等に対する一般負担金に係 る特例)

改正前

(派遣職員等に対する一般負担金に係 る特例)

第6条 (略)

第6条 (略)

2 (略)

2 (略)

3 公益的法人等派遣法第10条第2項に 規定する退職派遣者が同条第1項の規 定により組合市町村等に採用された台 きは、当該退職派遣者を採用した組合市 町村等は、当該退職派遣者の同項に規定 する特定法人の役職員として前項 での例により定められた給料月額に相 当する額に第2条第1項第2号に定め る率を乗じて得た額の合計額に相当する金額を負担するものとする。 3 公益的法人等派遣法第10条第2項に 規定する退職派遣者が同条第1項の規 定により組合市町村等に採用されたと きは、当該退職派遣者を採用した組合市 町村等は、当該退職派遣者の同項に規定 する特定法人の役職員としての 第2項 間における各月の第1項及び 第2項の 規定の例により定められた給料月額に 相当する額に第2条第1項第2号に定 める率を乗じて得た額の合計額に相当 する金額を負担するものとする。

(負担金の納期等)

(負担金の納期等)

- 第8条 負担金の納期等については、次の 各号に定めるところによる。
- 第8条 負担金の納期等については、次の 各号に定めるところによる。
- (1) 第2条に規定する一般負担金は、翌月末日までに納入するものとする。
- (1) 第2条に規定する一般負担金は、<u>毎</u>月末日までに納入するものとする。

(2) (略)

- (2) (略)
- (3) <u>前条</u>に規定する特別負担金は、管理 者が指定する期日までに納入するも のとする。
- (3) <u>第7条</u>に規定する特別負担金は、管理者が指定する期日までに納入するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附即

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第6号

新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部 を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成16年 条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 退職報償金支給額表 (第2条関係)

			勤	務 年	数		
階級	5年以上	10 年以上	15 年以上	20 年以上	25 年以上	30 年以上	ったたいし
	10 年未満	15 年未満	20 年未満	25 年未満	30 年未満	35 年未満	35 年以上
団 長	239 千円	344 千円	459 千円	594 千円	779 千円	979 千円	1,079 千円
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	834
団 員	200	264	334	409	519	689	789

附則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合条例第7号

新潟県市町村総合事務組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例 新潟県市町村総合事務組合行政財産使用料徴収条例(平成18年条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前			
別表(第2条関係) 行政財産使用料の基準					別表(第	52条関係) 行政財産使用	料の基準	
区分	使用の種類	単位	使用料(単位円)		区分	使用の種類	単位	使用料(単位円)
	(略)					(略)	•	
土地	その他のもの (使用面積が5 平方メートル未 満のものに限 る。)	使用面 積1平 方メー トルに つき1 年	2,400		土地	その他のもの (使用面積が5 平方メートル未 満のものに限 る。)	使用面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>2, 200</u>
(略)					(略)			
備考	(略)				備考	(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合条例第8号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (新潟県市町村総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 新潟県市町村総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第11号)の一部を次のように改正する。

	9
改正後	改正前
附則	附則
(経過措置)	(経過措置)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由	3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由

- 3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することが出来るように体系的の構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。
- 4 第1項各号に掲げる者が、その業務に 関して知り得たこの条例の施行前におい て旧実施機関が保有していた旧保有個人 情報をこの条例の施行後に自己若しくは 第三者の不正な利益を図る目的で提供 し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁</u> 刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 (略)

- 3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することが出来るように体系的の構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 4 第1項各号に掲げる者が、その業務に 関して知り得たこの条例の施行前におい て旧実施機関が保有していた旧保有個人 情報をこの条例の施行後に自己若しくは 第三者の不正な利益を図る目的で提供 し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例(平成16年条例第13号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第24条 次の各号のいずれかに該当する	第24条 次の各号のいずれかに該当する者
には、前条第1項の規定にかかわらず、	には、前条第1項の規定にかかわらず、当

該各号の基準日に係る期末手当(第4号 に掲げる者にあっては、その支給を一時 差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) • (2) (略)

- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から 当該基準日に対応する支給日の前日ま での間に離職した職員(前2号に掲げ る者を除く。)で、その離職した日から 当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以 上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の 支給を一時差し止める処分を受けた者 (当該処分を取り消された者を除く。) で、その者の在職期間中の行為に係る 刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せ られたもの
- 第25条 管理者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</u>

(2) (略)

2 (略)

3 管理者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がそ

該各号の基準日に係る期末手当(第4号 に掲げる者にあっては、その支給を一時 差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) • (2) (略)

- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から 当該基準日に対応する支給日の前日ま での間に離職した職員(前2号に掲げ る者を除く。)で、その離職した日から 当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上 の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の 支給を一時差し止める処分を受けた者 (当該処分を取り消された者を除く。) で、その者の在職期間中の行為に係る 刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せら れたもの
- 第25条 管理者又はその委任を受けた者 は、支給日に期末手当を支給することと されていた職員で当該支給日の前日まで に離職したものが次の各号のいずれかに 該当する場合は、当該期末手当の支給を 一時差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 管理者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がそ

の者の在職期間中の行為に係る刑事事件 に関し現に逮捕されているときその他こ れを取り消すことが一時差止処分の目的 に明らかに反すると認めるときは、この 限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時 差止処分の理由となった行為に係る刑 事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せら れなかった場合

(2) • (3) (略)

 $4 \sim 6$ (略)

の者の在職期間中の行為に係る刑事事件 に関し現に逮捕されているときその他こ れを取り消すことが一時差止処分の目的 に明らかに反すると認めるときは、この 限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時 差止処分の理由となった行為に係る刑 事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ なかった場合

(2) • (3) (略)

 $4 \sim 6$ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(新潟県市町村総合事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改 正)

第3条 新潟県市町村総合事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成16年条例第9号)の一部を次のように改正する。

	以上りる。				
改正後	改正前				
(失職の例外)	(失職の例外)				
第5条 管理者は、職務遂行中の過失によ	第5条 管理者は、職務遂行中又は当該職				
<u>る事故又は</u> 通勤途上の過失による交通事	務遂行に伴う通勤途上の過失による交通				
故により <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、そ	事故により <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、そ				
の刑の執行を猶予された職員について、	の刑の執行を猶予された職員について、				
情状を考慮して特に必要があると認める	情状を考慮して特に必要があると認める				
ときは、その職を失わないものとするこ	ときは、その職を失わないものとするこ				
とができる。	とができる。				
2 (略)	2 (略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の 一部改正)

第4条 新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 (平成16年条例第27号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前		
(退職報償金支給の制限)	(退職報償金支給の制限)		
第6条 退職報償金は、次の各号の一に該	第6条 退職報償金は、次の各号の一に該		
当する者に対しては支給しない。	当する者に対しては支給しない。		
(1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者	(1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者		
(2)~(5) (略)	(2)~(5) (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 第5条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例第25条第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第9号

新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例

新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後

9/111

(定義)

第2条 (略)

2·3 (略)

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、新潟県市町村総合事務組合情報公開条例(平成18年条例第1号。第20条において「情報公開条例」という。)第2条第2項に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。

 $5 \sim 9$ (略)

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。<u>第12条第5項において</u>「番号利用法」という。)<u>第2条第</u>9項に規定する特定個人情報をいう。

11~13 (略)

(利用及び提供の制限)

第12条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 保有特定個人情報に関しては、第2項 第2号から第4号までの規定は適用しな いものとし、次の表の左欄に掲げる規定 の適用については、これらの規定中同表 の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲 げる字句とする。

(略)

第38条第1項 又は第12条第第12条第5項

(定義)

第2条 (略)

2 · 3 (略)

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、新潟県市町村総合事務組合情報公開条例(平成18年条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2項に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。

改正前

 $5 \sim 9$ (略)

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。<u>以下</u>「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11~13 (略)

(利用及び提供の制限)

第12条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 保有特定個人情報に関しては、第2項 第2号から第4号まで<u>及び第29条</u>の規定 は適用しないものとし、次の表の左欄に 掲げる規定の適用については、これらの 規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表 の右欄に掲げる字句とする。

(略)

|第38条第1項||又は第12条第||第12条第5項

|1項及び第2|の規定により|||第1号 第1号 頃の規定に違読み替えて適 反して利用さ用する同条第 れているとき 1項及び第2 項(第1号に係 る部分に限 る。)の規定に 違反して利用 されていると き、番号利用法 第 20 条 の 規 定 に違反して収 集され、若しく は保管されて いるとき、又は 番号利用法第 29条の規定に 違反して作成 された特定個 人情報ファイ ル(番号利用法 第 2 条 第 10 項 に規定する特 定個人情報フ アイルをい う。) に記録さ れているとき

(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第17条 議長は、その定めるところにより、 議会が保有している個人情報ファイルに ついて、それぞれ次に掲げる事項その他 議長が定める事項を記載した帳簿(<u>第3</u> <u>項において</u>「個人情報ファイル簿」とい う。)を作成し、公表しなければならない。 (1)~(9) (略)
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった

1項及び第2の規定により 頃の規定に違読み替えて適 反して利用さ用する同条第 れているとき 1項及び第2 項(第1号に係 る部分に限 る。)の規定に 違反して利用 されていると き、番号利用法 第20条の規定 に違反して収 集され、若しく は保管されて いるとき、又は 番号利用法第 29条の規定に 違反して作成 された特定個 人情報ファイ ル(番号利用法 第2条第9項 に規定する特 定個人情報フ

アイルをい

う。) に記録さ

れているとき

(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第17条 議長は、その定めるところにより、 議会が保有している個人情報ファイルに ついて、それぞれ次に掲げる事項その他 議長が定める事項を記載した帳簿(<u>以下</u> 「個人情報ファイル簿」という。)を作成 し、公表しなければならない。

 $(1)\sim(9)$ (略)

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった

者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、 専らその人事、議員報酬、給与若しく は報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験 に関する個人情報ファイルを含む。)

イ~キ (略)

(2) • (3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

- 第18条 何人も、この条例の定めるところ により、議長に対し、自己を本人とする保 有個人情報の開示を請求することができ る。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定 代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代 わって前項の規定による開示の請求(以 下「開示請求」という。)をすることがで きる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付 与等)

第27条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) • (2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第31条 (略)

者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、 専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの (議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ~キ (略)

(2) • (3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

- 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定 代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。) は、本人に代わって前項の規定による開 示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付 与等)

第27条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下<u>この</u>章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) • (2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第31条 (略)

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定 による訂正の請求(以下「訂正請求」とい う。)をすることができる。
- 3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備が あると認めるときは、訂正請求をした者 (以下「訂正請求者」という。)に対し、 相当の期間を定めて、その補正を求める ことができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) • (2) (略)

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定 による利用停止の請求(以下「利用停止請 求」という。)をすることができる。
- 3 (略)

(利用停止請求の手続)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不 備があると認めるときは、利用停止請求 をした者(以下「利用停止請求者」とい う。)に対し、相当の期間を定めて、その 補正を求めることができる。

(適用除外)

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定 による訂正の請求(以下<u>この章及び第48</u> <u>条において</u>「訂正請求」という。)をする ことができる。
- 3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下<u>この章において</u>「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) • (2) (略)

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定 による利用停止の請求(以下<u>この章及び</u> 第48条において「利用停止請求」という。) をすることができる。
- 3 (略)

(利用停止請求の手続)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら 記録する行政文書に記録されているもの に限る。) のうち、まだ分類その他の整理 が行われていないもので、同一の利用目 的に係るものが著しく大量にあるためそ の中から特定の保有個人情報を検索する ことが著しく困難であるものは、前章(第 4節を除く。)の規定の適用については、 議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する 情報の提供等)

- 第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は 利用停止請求(以下この条において「開示 請求等」という。)をしようとする者がそ れぞれ容易かつ的確に開示請求等をする ことができるよう、保有個人情報の特定 に資する情報の提供その他開示請求等を しようとする者の利便を考慮した適切な 措置を講ずるものとする。
- 第53条 職員若しくは職員であった者、第 9条第2項若しくは第15条第5項の委託 を受けた業務に従事している者若しくは 従事していた者又は議会において個人情 報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報 の取扱いに従事している派遣労働者若し くは従事していた派遣労働者が、正当な 理由がないのに、個人の秘密に属する事 項が記録された第2条第5項第1号に係 る個人情報ファイル(その全部又は一部 を複製し、又は加工したものを含む。)を 提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は 100万円以下の罰金に処する。
- 第54条 前条に規定する者が、その業務に 関して知り得た保有個人情報を自己若し くは第三者の不正な利益を図る目的で提 供し、又は盗用したときは、1年以下の拘 禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専ら│第55条 職員がその職権を濫用して、専ら

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら 記録する行政文書に記録されているもの に限る。) のうち、まだ分類その他の整理 が行われていないもので、同一の利用目 的に係るものが著しく大量にあるためそ の中から特定の保有個人情報を検索する ことが著しく困難であるものは、第4章 (第4節を除く。)の規定の適用について は、議会に保有されていないものとみな す。

(開示請求等をしようとする者に対する 情報の提供等)

- 第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は 利用停止請求(以下この条において「開示 請求等」という。)をしようとする者がそ れぞれ容易かつ的確に開示請求等をする ことができるよう、保有個人情報の特定 その他開示請求等をしようとする者の利 便を考慮した適切な措置を講ずるものと する。
- 第53条 職員若しくは職員であった者、第 9条第2項若しくは第15条第5項の委託 を受けた業務に従事している者若しくは 従事していた者又は議会において個人情 報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報 の取扱いに従事している派遣労働者若し くは従事していた派遣労働者が、正当な 理由がないのに、個人の秘密に属する事 項が記録された第2条第5項第1号に係 る個人情報ファイル(その全部又は一部 を複製し、又は加工したものを含む。)を 提供したときは、2年以下の懲役又は100 万円以下の罰金に処する。
- 第54条 前条に規定する者が、その業務に 関して知り得た保有個人情報を自己若し くは第三者の不正な利益を図る目的で提 供し、又は盗用したときは、1年以下の懲 役又は50万円以下の罰金に処する。

その職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。

その職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

予算の要領について (公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、令和7年2月13日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された令和6年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算(第1号)、令和6年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算(第1号)、令和6年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算(第1号)、令和6年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算(第1号)、令和6年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算(第1号)及び令和6年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算(第2号)の要領を次のとおり公表する。

令和7年2月17日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二 階 堂 馨

令和6年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算(第1号)

令和6年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算(第1号)は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,854千円を増額し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ488,117千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

	/// / •	(十四:111)			
	款	項	補正前の額	補正額	計
3	使用料及		210, 843	△6, 097	204, 746
	び手数料	1 使用料	210, 843	△6, 097	204, 746
4	財産収入		1,921	964	2,885
		1 財産運用収入	1,920	964	2,884
6	繰越金		25, 249	55, 987	81, 236
		1 繰越金	25, 249	55, 987	81, 236
	歳	入 合 計	437, 263	50, 854	488, 117

2 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 積立金		14, 716	24, 976	39, 692
	1 基金積立金	14, 716	24, 976	39, 692
5 予 備 費		1, 502	25, 878	27, 380
	1 予備費	1,502	25, 878	27, 380
歳と	出 合 計	437, 263	50, 854	488, 117

第2表 債務負担行為補正

(追加) (単位:千円)

事項	期間	限度額
職員研修に係る委託料及び印刷製本費	令和6年度から令和7年度まで	42, 848

令和6年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計 補正予算(第1号)

令和6年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ247,813千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,333,833千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

	/// / /				(TIZ: 111)
	款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	財産収入		35, 771	6,630	42, 401
		1 財産運用収入	35, 770	6, 630	42, 400
4	繰 越 金		1	237, 582	237, 583
		1 繰越金	1	237, 582	237, 583
5	諸収入		244	3, 601	3, 845
		2 預金利子	1	3, 601	3, 602
	歳	合 計	5, 086, 020	247, 813	5, 333, 833

2 歳 出 (単位:千円)

	款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	積立金		459, 837	247, 813	707, 650
		1 基金積立金	459, 837	247, 813	707, 650
	歳出	台 計	5, 086, 020	247, 813	5, 333, 833

令和6年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業 特別会計補正予算(第1号)

令和6年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ745千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,518千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰越金		1	745	746
	1 繰 越 金	1	745	746
歳	入 合 計	32, 773	745	33, 518

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 積立金		40	745	785
	1 基金積立金	40	745	785
歳	出 合 計	32, 773	745	33, 518

令和6年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別 会計補正予算(第1号)

令和6年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,033千円を増額し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ1,758,408千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		2, 400	1,033	3, 433
	1 繰 越 金	2, 400	1,033	3, 433
歳入	合 計	1, 757, 375	1,033	1, 758, 408

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 積 立 金		1, 562	1,033	2, 595
	1 基金積立金	1, 562	1,033	2, 595
歳出	合 計	1, 757, 375	1,033	1, 758, 408

令和6年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計 補正予算(第1号)

令和6年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ365千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,639千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(単位:千円)

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰越金		1	365	366
	1 繰 越 金	1	365	366
歳っ	人 合 計	32, 274	365	32, 639

2 歳 出 (単位:千円)

	款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	積 立 金		1, 694	365	2,059
		1 基金積立金	1,694	365	2,059
	歳出	出合 計	32, 274	365	32, 639

令和6年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算(第2号)

令和6年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算(第2号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28,236千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ876,061千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位:千円)

	款		項	補正前の額	補 正 額	計
2 則	才産収入			12, 894	1,764	14, 658
		1	財産運用収入	12, 893	1,764	14, 657
3 縛	操入 金			449, 309	△ 30,000	419, 309
		1	基金繰入金	449, 309	△ 30,000	419, 309
	歳	入	合 計	904, 297	△ 28, 236	876, 061

2 歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		508, 640	△ 30,000	478, 640
	1 交通災害共済事業費	465, 864	△ 30,000	435, 864
2 積立金		395, 156	1, 764	396, 920
	1 基金積立金	395, 156	1, 764	396, 920
歳	出 合 計	904, 297	△ 28, 236	876, 061

予算の要領について (公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、令和7年2月13日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された令和7年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算、令和7年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算、令和7年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償等事業特別会計予算、令和7年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算、令和7年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算及び令和7年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算の要領を次のとおり公表する。

令和7年2月17日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二 階 堂 馨

令和7年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算 令和7年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ465,524千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第220条第2項ただし書の規定により歳 出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、 流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入 (単位:千円)

		款		項	金額
1	分担金	金及び負	負担金		74, 995
				1 負 担 金	74, 995
2	交	付	金		34, 446
				1 交 付 金	34, 446
3	使用料	斗及び≡	手数料		206, 951
				1 使 用 料	206, 951
4	財	奎 収	入		2, 521
				1 財産運用収入	2, 520
				2 財産売払収入	1
5	繰	入	金		112, 938
				1 特別会計繰入金	112, 937
				2 基金繰入金	1
6	繰	越	金		31, 856
				1 繰 越 金	31, 856
7	諸	収	入		1, 817
				1 預 金 利子	1

	2 弁 償 金	1
	3 雑 入	1,815
歳	合 計	465, 524

		款		項	金額	
1	議	会	費		1,	014
				1 議 会 費	1,	014
2	総	務	費		370,	089
				1 総務管理費	369,	893
				2 監査委員費		196
3	事	業	費		59,	348
				1 研修等事業費	59,	348
4	積	<u> </u>	金		33,	573
				1 基金積立金	33,	573
5	予	備	費		1,	500
				1 予 備 費	1,	500
		歳	出	合 計	465,	524

令和7年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算 令和7年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算は、次に定 めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,093,599千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第220条第2項ただし書の規定により歳 出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、 流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入 (単位:千円)

款				項	金	額
1	分担	金及び負	負担金			5, 058, 003
				1 負 担 金		5, 058, 003
2	財	産収	入			33, 711
				1 財産運用収入		33, 710
				2 財産売払収入		1
3	繰	入	金			1
				1 基金繰入金		1

4	繰	越	金					1
				1	繰起	金 金		1
5	諸	収	入					1, 883
				1	延滞金	& 、加算金	及び過料	1
				2	預金和	小子		1, 640
				3	雑	入		242
		歳	入		合	計		5, 093, 599

		款		項	金	額
1	事	業	費			2, 846, 957
				1 退職手当事業費		2, 813, 321
				2 繰 出 金		33, 636
2	積	立	金			2, 223, 737
				1 基金積立金		2, 223, 737
3	諸	支 出	金			19, 905
				1 雑 支 出		19, 905
4	予	備	費			3,000
				1 予 備 費		3,000
		歳	出	合 計		5, 093, 599

令和7年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算

令和7年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算は、 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,803千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第220条第2項ただし書の規定により歳 出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、 流用することができる。

(単位:千円)

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		9, 543
	1 負 担 金	9, 543
2 財産収入		40

				1 財産運用収入	40
3	繰	入	金		25, 217
				1 基金繰入金	25, 217
4	繰	越	金		1
				1 繰 越 金	1
5	諸	収	入		2
				1 預金利子	1
				2 雑 入	1
		歳	入	· 合 計	34, 803

		款		項	金	額
1	事	業	費			34, 763
				1 非常勤職員公務災害補 償等事業費		33, 624
				2 繰 出 金		1, 139
2	積	<u> </u>	金			40
				1 基金積立金		40
		歳	出	合 計		34, 803

令和7年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算 令和7年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算は、 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,719,964千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳 出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、 流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位:千円)

	款			項	金	額
1	1 分担金及び負担金					733, 475
				1 負 担 金		733, 475
2	交	付	金			940, 004
				1 交 付 金		940, 004
3	財	産 収	入			1,825
				1 財産運用収入		1,824

				2 財産売払収入	1
4	繰	入	金		41, 272
				1 基金繰入金	41, 272
5	繰	越	金		3, 250
				1 繰 越 金	3, 250
6	諸	収	入		138
				1 預金利子	1
				2 雑 入	137
		歳	入	合 計	1, 719, 964

		款		項	金額
1	事	業	費		1, 718, 139
				1 消防団員等事業費	1, 699, 411
				2 繰 出 金	18, 728
2	積	<u> </u>	金		1,824
				1 基金積立金	1,824
3	諸	支 出	金		1
				1 雑 支 出	1
		歳	出	合 計	1, 719, 964

令和7年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算 令和7年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算は、次 に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,303千円と定める。
 - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第220条第2項ただし書の規定により歳 出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、 流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位:千円)

	"4/1 / 1		(
	款	項	金額
1	分担金及び負担金		752
		1 負 担 金	752
2	財 産 収 入		1, 548
		1 財産運用収入	1, 547

				2 財産売払収入	1
3	繰	入	金		30,000
				1 基金繰入金	30,000
4	繰	越	金		1
				1 繰 越 金	1
5	諸	収	入		2
				1 預金利子	1
				2 雑 入	1
		歳	入	合 計	32, 303

		款		項	金額
1	事	業	費		30, 592
				1 消防賞じゅつ金費	30, 402
				2 繰 出 金	190
2	積	<u> </u>	金		1,710
				1 基金積立金	1,710
3	諸	支 出	金		1
				1 雑 支 出	1
	•	歳	出	合 計	32, 303

令和7年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算 令和7年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算は、次に定める ところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ843,882千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第220条第2項ただし書の規定により歳 出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、 流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位:千円)

	<i>"</i> -/-					(==	
款					項	金	額
1	会	費	収	入			349, 093
					1 会費収入		349, 093
2	財	産	収	入			18, 394
					1 財産運用収入		18, 393

				2 財産売払収入	1
3	繰	入	金		476, 391
				1 基金繰入金	476, 391
4	繰	越	金		1
				1 繰 越 金	1
5	諸	収	入		3
				1 預金利子	1
				2 雑 入	2
		歳	入	合 計	843, 882

		款		項	金額
1	事	業	費		512, 792
				1 交通災害共済事業費	453, 548
				2 繰 出 金	59, 244
2	積	<u> </u>	金		330, 589
				1 基金積立金	330, 589
3	諸	支 出	金		1
				1 雑 支 出	1
4	予	備	費		500
				1 予 備 費	500
		歳	出	合 計	843, 882